

飯塚市告示第131号

飯塚市建設工事指名競争入札参加者指名基準(平成18年飯塚市告示第7号)の一部を  
改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市建設工事指名競争入札参加者指名基準の一部を改正する告示

改正後					改正前				
第2条 (略)					第2条 (略)				
2 (略)					2 (略)				
3 専門工事において、特定建設業の許可を受けてない業者又は特定建設業の許可を受けているが監理技術者を専任で配置できない業者は、設計金額が <u>1億円</u> 以上の工事については、これを指名しないものとする。ただし、工事の内容によってはこれによらないことができる。					3 専門工事において、特定建設業の許可を受けてない業者又は特定建設業の許可を受けているが監理技術者を専任で配置できない業者は、設計金額が <u>9,000万円</u> 以上の工事については、これを指名しないものとする。ただし、工事の内容によってはこれによらないことができる。				
4 (略)					4 (略)				
別表第1(第2条関係)					別表第1(第2条関係)				
等級	土木一式工事	建築一式工事	等級	専門工事	等級	土木一式工事	建築一式工事	等級	専門工事
S	<u>40,000万円未滿</u>	<u>70,000万円未滿</u>	A	<u>20,000万円未滿</u>	S	<u>30,000万円未滿</u>	<u>60,000万円未滿</u>	A	<u>30,000万円未滿</u>
	7,500万円以上	7,500万円以上		1,500万円以上		7,000万円以上	7,000万円以上		1,000万円以上
I	15,500万円未滿	15,500万円未滿	B	1,500万円未滿	I	15,500万円未滿	15,500万円未滿	B	1,500万円未滿
	7,500万円以上	7,500万円以上		200万円超		7,500万円以上	7,500万円以上		200万円超
II	7,500万円未滿	7,500万円未滿			II	7,500万円未滿	7,500万円未滿		
	4,500万円以上	1,500万円以上				4,500万円以上	1,500万円以上		
III	4,500万円未滿	1,500万円未滿			III	4,500万円未滿	1,500万円未滿		
	1,500万円以上	200万円超				1,500万円以上	200万円超		

IV	1,500万円未満 200万円超			
----	---------------------	--	--	--

備考 金額は、設計金額(税込み)とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

IV	1,500万円未満 200万円超			
----	---------------------	--	--	--

備考 金額は、設計金額(税込み)とする。